

平成21年11月20日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課

課長 奈尾 基 弘

主任障害者雇用専門官 佐藤 珠 己

障害者雇用専門官 竹中 郁 子

電話 5253-1111(内)5857, 5789

3502-6775(直通)

厳しい雇用情勢の中、民間企業の障害者雇用は進展

(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成21年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ ポイント

【民間企業（56人以上規模）】

- 全体の実雇用率は1.63%（対前年比で0.04ポイント上昇）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は45.5%（対前年比で0.6ポイント上昇）
- ただし、企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引き続き低い水準
特に100～299人規模の企業においては、実雇用率1.35%と最も低い水準

【公的機関】

- 国の機関では、97.4%の機関で法定雇用率を達成
- 都道府県の機関では、知事部局は全ての機関で法定雇用率を達成しているが、知事部局以外の機関は4.4%の機関が法定雇用率を未達成
- 市町村の機関では12.3%の機関が法定雇用率を未達成
- また、都道府県教育委員会のうち法定雇用率を達成しているのは、47機関中6機関（法定雇用率達成機関割合は12.8%）

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、各都道府県労働局長等から市町村長等の機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じて企業名の公表も含めた雇用率達成指導(10ページ参照)を厳正に実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8％）に雇用されている障害者の数は 332,811.5人で、前年より2.2％（約7千人）増加した。

このうち、身体障害者は268,266人、知的障害者は56,835人、精神障害者は7,710.5人であった。

実雇用率は1.63％（前年は1.59％）、法定雇用率達成企業の割合は45.5％（前年は44.9％）であった。

〔総括表 1、グラフ (1)、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300人以上規模企業で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63％）と比較すると、

＊ 1,000人以上規模企業(1.83％)、500～999人規模企業(1.64％)については上回った。

＊ 300～499人規模企業(1.59％)、56～99人規模企業(1.40％)、100～299人規模企業(1.35％)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業以外の企業で前年より上昇した。

〔グラフ (2)・(3)、詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業以外の業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63％）と比較すると、

＊ 農、林、漁業(1.70％)、製造業(1.76％)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.92％)、運輸業、郵便業(1.81％)、金融業、保険業(1.66％)、生活関連サービス業、娯楽業(1.79％)、医療・福祉(1.95％)、複合サービス業(1.69％)は上回った。

＊ 上記以外の業種では下回った。

〔グラフ (4)・(5)、詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、63.0％と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の63.4％となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

○ 特例子会社の状況

平成21年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、265社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、13,306.0人であった。このうち、身体障害者は7,470人、知的障害者は5,478人、精神障害者は358.0人であった。

〔詳細表 1 (7)〕

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,524.0人であり、実雇用率は2.17%と前年に比べ0.01ポイント下降している。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は7,825.0人であり、実雇用率は2.48%と前年に比べ0.04ポイント上昇している（知事部局は全て達成、知事部局以外は113機関中108機関が達成）。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は22,417.5人であり、実雇用率は2.37%と前年に比べ0.04ポイント上昇している（市町村の機関は2,448機関中2,146機関が達成）。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,921.0人であり、実雇用率は1.72%と前年に比べ0.1ポイント上昇している（都道府県教育委員会は47機関中6機関が達成、市町村教育委員会は91機関中69機関が達成）。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は5,314.0人であり、実雇用率は2.11%と前年に比べ0.06ポイント上昇している（独立行政法人等は243法人中177法人が達成）。

このうち国立大学法人等に雇用されている障害者の数は2,131.0人であり、実雇用率は2.01%と前年に比べ0.12ポイント上昇している（国立大学法人等は90法人中60法人が達成）。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	20,441,198 人	332,811.5 人	1.63 %	32,891 / 72,328	45.5 %
	(20,499,012 人)	(325,603.0 人)	(1.59 %)	(32,803 / 73,042)	(44.9 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	300,636 人	6,524.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
	(299,851 人)	(6,548.0 人)	(2.18 %)	(38 / 38)	(100.0 %)
行政機関	273,330 人	5,911.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
	(272,626 人)	(5,929.0 人)	(2.17 %)	(29 / 29)	(100.0 %)
立法機関	3,230 人	69.0 人	2.14 %	5 / 5	100.0 %
	(3,256 人)	(70.0 人)	(2.15 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,076 人	544.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
	(23,969 人)	(549.0 人)	(2.29 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	315,993 人	7,825.0 人	2.48 %	155 / 160	96.9 %
	(326,448 人)	(7,968.5 人)	(2.44 %)	(152 / 160)	(95.0 %)
都道府県 知事部局	257,667 人	6,404.0 人	2.49 %	47 / 47	100.0 %
	(267,644 人)	(6,555.5 人)	(2.45 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の 都道府県 機関	58,326 人	1,421.0 人	2.44 %	108 / 113	95.6 %
	(58,804 人)	(1,413.0 人)	(2.40 %)	(105 / 113)	(92.9 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	946,950 人	22,417.5 人	2.37 %	2,146 / 2,448	87.7 %
	(962,319 人)	(22,397.0 人)	(2.33 %)	(2,107 / 2,512)	(83.9 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	634,186 人	10,921.0 人	1.72 %	75 / 138	54.3 %
	(645,933 人)	(10,459.0 人)	(1.62 %)	(78 / 141)	(55.3 %)
都道府県教育委員会	541,403 人	9,217.0 人	1.70 %	6 / 47	12.8 %
	(553,373 人)	(8,767.0 人)	(1.58 %)	(4 / 47)	(8.5 %)
市町村教育委員会	92,783 人	1,704.0 人	1.84 %	69 / 91	75.8 %
	(92,560 人)	(1,692.0 人)	(1.83 %)	(74 / 94)	(78.7 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	251,756 人	5,314.0 人	2.11 %	177 / 243	72.8 %
	(243,297 人)	(4,999.5 人)	(2.05 %)	(181 / 248)	(73.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	123,682 人	2,818.0 人	2.28 %	78 / 93	83.9 %
	(120,365 人)	(2,722.5 人)	(2.26 %)	(84 / 100)	(84.0 %)
国立大学法人等	106,131 人	2,131.0 人	2.01 %	60 / 90	66.7 %
	(103,173 人)	(1,945.0 人)	(1.89 %)	(58 / 90)	(64.4 %)
地方独立行政法人等	21,943 人	365.0 人	1.66 %	39 / 60	65.0 %
	(19,759 人)	(332.0 人)	(1.68 %)	(39 / 58)	(67.2 %)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。